

練馬区告示第 513 号

練馬区有通路条例（平成15年10月練馬区条例第40号）第6条の規定により、つぎの練馬区有通路の一部を廃止する。

なお、その関係図面は、令和8年10月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月5日

練馬区長 吉 田 健 一

廃止前

一部廃止後

路線名	区 間	起 点
		終 点
11-363	練馬区	貫 井 二 丁目 1023 番 33 地先 から
	練馬区	貫 井 二 丁目 1002 番 6 地先 まで

路線名	区 間	起 点
		終 点
11-363	練馬区	貫 井 二 丁目 1023 番 25 地先 から
	練馬区	貫 井 二 丁目 1002 番 9 地先 まで